

## 次期山梨大学学長候補者の選考に関する取扱要項

制定	平成20年	1月15日
改正	平成23年	6月24日
改正	平成23年	9月28日
改正	平成24年	1月19日
改正	平成24年	6月26日
改正	平成25年	1月21日
改正	平成26年	8月8日

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程（以下、「学長の選考及び解任等に関する規程」という。）第5条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下、「本学」という。）における次期学長候補者（以下、「学長候補者」という。）の選考方法に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (選考の時期)

第2条 山梨大学学長選考会議（以下、「選考会議」という。）は、学長の選考及び解任等に関する規程第3条第2項に基づき学長の選考を行う。

#### (選考基準)

第3条 学長候補者は、学長の選考及び解任等に関する規程第4条に基づき選考されなければならない。

#### (選考方法)

第4条 選考会議は、新たに学長候補者として適任であると推薦された者（以下「学長候補適任者」という。）について、学長候補者選考の参考とするため、有資格者による意向投票を行う。  
2 選考会議は、前項の意向投票実施後、学長候補適任者のうちから5人を超えない範囲で決定した者に対して、面談を実施する。

#### (再任の場合の選考方法)

第4条の2 選考会議は、任期4年目の学長に対して、再任の意思を確認することとする。  
2 前項により学長に再任の意思がある場合には、選考会議は、書面及び面談に基づく在任期間中の業績評価を行い、再任することが適当と判断した場合は、再任期間の学長候補者と認める。  
3 前項による再任の適否の判断の参考とするため、選考会議は、信任に係る意向投票を実施することができる。  
4 再任の場合の選考方法に関し必要な事項は別に定める。

#### (推薦者)

第5条 第4条第1項における学長候補適任者の推薦を行うことができる者（以下、「推薦者」という。）は、当該推薦に係る公示の日に在職する常勤の職員とする。

#### (有資格者)

第6条 第4条第1項における有資格者は、学長候補適任者の推薦に係る公示の日に在職する別紙1に定める者とする。  
2 前項の規定にかかわらず、意向投票の前日までに退職した者は、意向投票の資格を有しない。

#### (学長候補適任者の推薦及び意向投票事務の委任)

第7条 選考会議は、第9条における学長候補適任者の推薦及び意向投票を行うために必要な事務を学長選考調査委員会（以下「調査委員会」という。）に委任する。

## 第2章 学長候補適任者の推薦

(学長候補適任者の推薦に係る公示)

第8条 調査委員会は、学長候補適任者の推薦に係る期間及び場所等を甲府キャンパス及び医学部キャンパス内に公示しなければならない。

(学長候補適任者の推薦)

第9条 学長候補適任者の推薦は、推薦者の20名以上が連記で署名した推薦書、推薦理由書、被推薦者の経歴書及び被推薦者の所信表明書を選考会議に提出することにより行う。ただし、一人の推薦者は複数の者を学長候補適任者として推薦することはできない。

2 選考会議委員は、第5条及び前項本文にかかわらず、選考会議委員用の推薦書、推薦理由書、被推薦者の経歴書及び被推薦者の所信表明書を選考会議に提出することにより学長候補適任者を推薦することができる。前項ただし書きは、これを準用する。

(学長候補適任者の情報提供)

第10条 学長候補適任者に関して、選考会議は適宜必要な情報を学内に提供する。

## 第3章 学長候補者の選考

(意向投票の公示)

第11条 調査委員会は、前条により推薦された学長候補適任者を、意向投票の対象者として、その氏名並びに意向投票の実施日時及び場所等を学内に公示する。

(意向投票の実施)

第12条 意向投票において、有資格者は、意向投票の対象者のうちの1人に投票することができる。

2 前項の投票は、無記名により行う。

3 調査委員会は、本条による意向投票の結果を、選考会議に書面で報告するとともに、選考会議議長の確認を受けた後、学内に公表する。

(学長候補者の選考)

第13条 選考会議は、第4条及び第4条の2に定める面談等を実施し、意向投票の結果を参考に、学長候補者を選考する。

2 選考会議は、前項により学長候補者を選考した後、すみやかに公表する。

## 第4章 補則

(不在者投票及び代理投票)

第14条 有資格者がやむを得ない理由のため意向投票の日に投票できないときは、不在者投票を行うことができる。

2 代理投票は、これを認めない。

(要項の解釈に疑義が生じた場合の処置)

第15条 この要項の解釈に疑義が生じた場合には、選考会議が決定する。

(要項の改正)

第16条 この要項を改正する場合は、選考会議において選考会議委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、学長候補者の選考を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則  
この要項は、平成20年1月15日から施行する。

附 則  
この要項は、平成23年6月24日から施行する。

附 則  
この要項は、平成23年9月28日から施行する。

附 則  
この要項は、平成24年1月19日から施行する。

附 則  
この要項は、平成24年6月26日から施行する。

附 則  
この要項は、平成25年1月21日から施行する。

附 則  
この要項は、平成26年8月8日から施行する。

## 意向投票有資格者

区 分	有資格者職名等（有期雇用職員を含み、非常勤職員を除く。）
役 員	学長及び理事
教 員	教授、准教授、講師（学部内講師を含む。）、副校長、副園長及び教頭
事務系職員	部長、課長、補佐、専門員、室長及び技術専門員
医療系職員	部長、副部長、技師長及び看護師長